

県民健康・こどもの未来特別委員会

会議記録（第8号）

令和5年 3月14日

福島県議会

1 日時

令和5年 3月14日（火曜）

午前 9時58分 開会

午後 0時 2分 閉会

2 場所

正庁

3 会議に付した事件

- (1) 県民の健康について
- (2) こどもの未来づくりについて
- (3) 上記(1)及び(2)に関連する事項

4 出席委員

委員長	長尾 トモ子	副委員長	三村 博隆
副委員長	佐藤 郁雄	委員	瓜生 信一郎
委員	太田 光秋	委員	亀岡 義尚
委員	宮本 しづえ	委員	先崎 温容
委員	三瓶 正栄	委員	佐々木 彰
委員	真山 祐一	委員	渡邊 哲也
委員	佐藤 徹哉		

5 議事の経過概要

（午前 9時58分 開会）

長尾トモ子委員長

出席委員が定足数に達しているので、ただいまから県民健康・こどもの未来特別委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の選任について諮る。

会議録署名委員は、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、佐々木彰委員、瓜生信一郎委員を指名する。

次に、本日の会議運営について諮る。

初めに、調査計画に基づき、付議事件2「こどもの未来づくりについて」各調査事項に関する「主要事業等の成果について」執行部の説明を求め、これらに対する質問を行う。次に、「総括審議」として、全ての調査事項に関する「これまでの実績を踏まえた令和5年度の主な取組」について執行部の説明を求め、質問を行う。

なお、関係する部局が広範囲に及ぶことから、付議事件2の「主要事業等の成果について」の審議と「総括審議」を併せて行うこととし、執行部の交代の後に、付議事件1の「総括審議」を行う。

次に、執行部退席の後、委員間協議を行い、最後に、次回委員会の開催及び継続調査の申し出について諮るという順序で進めたいが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、そのように進める。

なお、本日の会議には、あらかじめ保健福祉部長、こども未来局長、教育長及び関係部局の職員の出席を求めているので、了承願う。

それでは、本日の議事に入る。

調査計画に基づき、付議事件2「こどもの未来づくりについて」に係る各調査事項に関する「主要事業等の成果」及び「これまでの実績を踏まえた令和5年度の主な取組」について執行部の説明を求め、成果に対する質問と「総括審議」を行う。

「総括審議」では、各委員から意見・提案をもらい、次回委員会において審議する「調査報告書(案)」に反映させたいと考えている。

本委員会は、今回が実質的な審議を行う最後の機会なので、活発な質問及び意見交換を願う。

なお、説明資料は、事前に各委員に配付されているので、各部局長より総括的な概要説明を求めた後に質問を行うこととするので了承願う。

また、これまでの委員会における主な質問等を資料として配付しているので、参考とするようお願い。

直ちに、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

(別紙「各部局長説明要旨」により説明)

長尾トモ子委員長

続いて、教育長の説明を求める。

教育長

(別紙「各部局長説明要旨」により説明)

長尾トモ子委員長

以上で説明が終わったので、質問に入る。

質問については、ただいま説明のあった事項及び説明資料の範囲内で願う。

また、関係部局職員の一部は、同時開催のほかの特別委員会に出席するため、途中で退出となるので、了承願う。

質問はあるか。

三瓶正栄委員

説明資料3ページ、2ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業について、産婦人科の医師確保も大切だが助産師の確保も大切である。助産師の育成状況について聞く。

医療人材対策室長

これまで県立総合衛生学院で助産師を養成する取組を進めてきた。令和5年4月からは、即戦力となる助産師の育成や、研究者、地域を担うリーダー等の高度な知識と技術を身につけた助産師を養成するため、県立医科大学に助産師養成課程を新設した。今後も県立医科大学と連携し、取組を進めていく。

三瓶正栄委員

助産師の確保に重点を置き、引き続き取り組んでほしい。

県内の助産師数について聞く。

医療人材対策室長

令和2年度の助産師の届出数は、522名である。10万人当たり28.5名であり、全国平均と比べ、若干下回っている数値である。

宮本しづえ委員

説明資料11ページ、(4) 企業内子育て支援設備整備の今年度の実績は0件とある。県は企業主導型保育所の整備に重点を置いて支援してきたが、希望する保育所に入れなかったとの声や認可保育所を増やしてほしいとの要望がある。今後、企業主導型保育所の整備はどのように進めていくのか。

雇用労政課長

国の企業主導型保育事業の上乗せ補助と県単独補助の予算化をしている。国の補助事業は、全国定員11万人分の受皿整備に向けて取組を進めてきたが、定員がおおむね達成される見込みとなったため、令和4年度の新規事業の募集を行っていなかった。そのため、企業側も大規模な企業内保育所の整備できないため0件となった。県単独事業として、子供のすぐ近くで勤務が可能となるキッズスペースの整備を推進してきた。令和4年度末までのキッズスペースの整備は4件申請があり、支給決定している。令和5年度も大規模な企業内保育所の整備は難しいが、キッズスペース等の小規模な整備等については、引き続き整備が進められるように取組を進めていく。

宮本しづえ委員

保育所では保育士の配置基準が少ないことで様々な問題や事故が起きていると専門家から指摘されている。県が保育分野で上乗せ補助を実施するのであれば、企業に支援するのではなく、保育士の加配など、現場ニーズに即した補助を行ってほしい。

説明資料40ページ、1ひきこもり対策推進事業について、県内のひきこもりの実態をどれだけ正確に把握するかが非常に大切である。相談事業や家庭支援などの取組を進めているが、実態をしっかり把握することが対策の出発点になると考える。実態把握はどのように行っているのか。

こども・青少年政策課長

今年度に社会福祉課が民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を行った。ひきこもりの実態把握に加え、どのように広報活動を行えばより伝わるのか等も検証しながら実施した。

宮本しづえ委員

社会福祉課が行った実態調査の結果の提出は可能か。

長尾トモ子委員長

ただいま委員から指示のあった資料の提出は可能か。

社会福祉課長

可能である。

長尾トモ子委員長

資料はいつ提出できるか。

社会福祉課長

明日提出できる。

長尾トモ子委員長

ただいま、宮本しづえ委員から明日までに資料の提出を求める旨の発言があったが、執行部に提出を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、そのようにする。

宮本しづえ委員

困難を抱えている子供の支援に対して重要な役割を果たすのがスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーだと思う。説明資料48ページ、(4) スクールソーシャルワーカー派遣事業について、市町村配置と教育事務所配置があるが、それぞれの役割の違いについて聞く。参考人招致の際に青木真理氏からも常勤の専門家をしっかり配置してほしいとの話があった。相談できる専門家が学校に常駐していることが大事だと考えている。当委員会としては配置の問題を重く受け止め、その必要性を認識してほしいと考えている。まず配置の役割の違いについて聞く。

義務教育課長

31市町村に34名、7つの教育事務所に22名、合計56名のスクールソーシャルワーカーを配置している。役割は市町村、教育事務所ともに同じである。学校だけでは解決困難な児童生徒に寄り添いながら、福祉関係者と連携して支援していく。

宮本しづえ委員

役割は同じだが、どちらも常勤ではなく非常勤の扱いだと思う。支援を必要としている子供が多くいることを考えると、この人数でソーシャルワーカーが足りると思えない。人数を抜本的に増やす必要があると思うが、配置基準があるためにこ

れ以上の配置はできないのか。県独自の判断で増員が可能だと考えるが、どうか。

義務教育課長

スクールソーシャルワーカーの配置は、国の全額補助を受けて配置している。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーともに他県と比べると手厚く配置している。スクールソーシャルワーカーは、国からの補助を活用しながら配置を進めているが全校配置は困難であると考えている。予算の中で最大限有効に配置するため、しっかり計画を立てて取組を進めていく。

宮本しづえ委員

特別に手厚い支援があるとのことだが、東日本大震災による被害を受けたため、特別な配慮の下に他県よりも手厚く配置されることは当然である。他県と比べて困難を抱えている子供が多くいることを前提に考えるべきである。現場がどのような専門家を必要としているのか、現場の声に基づきながら教育行政は対応していく必要があるので、改めて配置基準を見直し、増員を図ってほしい。

渡邊哲也委員

説明資料29ページ、1 医療的ケア児支援センター運営事業について、令和4年6月に福島県医療的ケア児支援センターが設置され、相談支援業務が始まったが、県内の医療的ケア児272名に対し、相談件数は248件の実績があり、かなり多いという印象を受けた。同じ者が繰り返し相談していると推測するが、どのような相談があり、どのように対応してきたのか。

児童家庭課長

相談者は医療的ケア児の保護者以外に学校や福祉関係者、医療機関からの相談がある。何度も相談する者もいるが一度のみの相談もある。保護者からの相談で多かったのは子供や福祉関係の施設に関する相談や進学などの相談である。関係機関と連携、協議等を行い対応してきた。

渡邊哲也委員

福島県医療的ケア児センターの看護師1名、相談員2名の体制は十分との認識か。

児童家庭課長

欲を言えばきりがないが、相談員1名がコーディネーター研修を受講しているため、令和5年度は専門知識を持つ者が対応するようになるなど、人員よりもスタッフの質の向上を図ったところである。

渡邊哲也委員

コーディネーター養成に関する反応や研修参加者の動向はどうか。

児童家庭課長

コーディネーター養成研修は令和4年度に28名が受講し、修了している。累計で約108人になる。参加者は、行政機関、医療機関、福祉関係者が多い。また、勤務先から研修の受講を勧められた者、自ら希望した者など幅広い。受講後にコーディネーターになった者についてはフォローアップ研修なども実施し、地域で活躍できる体制の構築を進めている。

渡邊哲也委員

福島県総合療育センターを県内調査で視察した際、老朽化していると思った。子ども未来局長や児童家庭課長からも医療的ケア児について引き続き取り組むと説明があったので、令和5年度もこの問題についての取組を強く求める。

真山祐一委員

説明資料4ページ、3結婚新生活応援事業について、交付決定済が38件と記載あるが、38件とは市町村数でいいのか。

こども・青少年政策課長

その通りである。多くの市町村に利用してもらうため説明会等を開催し呼びかけている。今後も、引き続き制度の普及に努めていく。

真山祐一委員

事業を活用しない市町村はどのような理由があるのか。

こども・青少年政策課長

市町村の財政負担が大変との意見や、市町村で同様の事業を実施しており、同じタイミングで重ねて支給するのはどうかとの意見を聞いている。様々な理由で事業を活用しないと判断されている。

真山祐一委員

補助対象の要件について、今後の考え方を聞く。

こども・青少年政策課長

令和4年度は夫婦ともに39歳以下で世帯所得が400万円未満の新婚世帯を対象としているが、令和5年度は世帯所得が500万円未満の新婚世帯が対象となる。また、夫婦ともに29歳以下かつ世帯所得が500万円未満の場合は、上限30万円から上限60

万円と要件が変更されている。各市町村でその上限に対し、交付要綱を設定して活用している。

真山祐一委員

国の動きに準じていると思うが、年齢かつ世帯所得を要件とするのは実態となかなかマッチしないと感じるので、市町村との協議も踏まえ県としても使いやすい仕組みを考えてほしい。

こども未来局長の説明要旨2ページ、新生児スクリーニング検査の拡充について、新たに検査項目が増えることは歓迎するが、費用負担を軽減することでより多くの新生児がスクリーニング検査を受け、将来的な疾病も含めて予防できると考える。費用負担を無料にしてほしいと思うが、どうか。

子育て支援課長

国指定の20疾患については公費負担により、検査は無料で実施しているが、拡大のスクリーニング検査は、ほとんどの都道府県が自己負担で実施している。多くの県民に受けてもらうため、拡大スクリーニング検査の一部費用を軽減する事業を県独自で考えている。近県では、宮城県が実施しているので宮城県と費用の差が出ないように考えている。

真山祐一委員

拡大分についても、無料となる方向性で進めてほしいと思う。

説明資料38ページ、1 私立学校被災児童生徒等就学支援事業について、世帯年収の所得要件がこの金額でいいのだろうかと思う。県として努力しているのは重々承知だが、さらに対象の拡大を図っていくため所得要件の見直しが必要だと思う。所得要件について、どのように考えているか。

私学・法人課長

国の制度に基づくため国の動向を注視していく。県独自で補助している例として、令和5年度から私立高校に入学する低所得世帯に対して入学金の補助を行う。国の制度と県の制度を上手に組み合わせながら、支援を進めていく。

真山祐一委員

世帯年収590万円についてはもう少し拡大できると思う。さらなる所得要件の緩和、拡大を求める。

先崎温容委員

説明資料 4 ページ、2 市町村えんむすび応援事業について、実績が816万4,000 円で交付が13件だが、13市町村それぞれ事業費は大きくなかったのか。各市町村への補助額について聞く。

3 結婚新生活応援事業について、空き家バンク事業に登録した新婚世帯が空き家に引っ越しをする際に250万円を補助する事業があるが、このような事業の情報提供について各市町村とは連携しているか。

4 ふくしまイクメン事業について、令和5年度はどのように考えているのか。
こども・青少年政策課長

2 市町村えんむすび応援事業について、各市町村が事業費を決めて取り組んでいるが、金額はそれほど大きくない。結婚相談や結婚サポーター支援など、結婚を中心とした事業が多くを占めており、子育て支援アプリを作成する取組もある。

3 結婚新生活応援事業について、空き家バンクに関連付けている市町村を把握はしていない。各市町村は、結婚新生活応援事業の要件において決定していると理解している。

4 ふくしまイクメン事業について、令和4年度と同様に6回のセミナーを開催し、内容は育児に家事を加える予定である。また、育児、家事に対して男性がしっかり取り組んでもらえるよう、動画を作成し、幅広く広報していく。

先崎温容委員

空き家バンク事業は一例であり、県も国からの情報共有によって担当課の仕事が生きていると思っている。結婚新生活応援事業は引っ越しに関する事業だが、その事業に関連する有益な情報を網羅するため、市町村と様々な連携を図ってほしいが、どうか。

こども・青少年政策課長

未婚化や晩婚化が増える中で、結婚を希望する者の希望がかなうように、県の制度を市町村と共有しながら取組を進めていく。

先崎温容委員

ふくしまイクメン事業について、令和5年度に6回のセミナーを予定しているが、このようなセミナーに参加する者は意識の高い者だと思う。今後はそのようなセミナーに参加したことのない者を対象に啓発していくことが大事だと思う。結婚を希望する者が各市町村で婚姻届を提出した際に、県独自のアプリに登録さ

れ、先ほど述べた空き家バンク事業等と連携するなど、ライフステージに応じた有益な情報を提供できる仕組みがあるとよいと思った。アプリやDXを活用しながら様々な子育て支援策等の情報発信の在り方を検討してほしい。

亀岡義尚委員

説明資料48ページ、(6)ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業について、相談内容と相談対応について聞く。

義務教育課長

令和4年4月1日から令和5年1月31日までの相談件数は617件である。内訳はいじめに関する相談が54件、不登校関係が30件、自殺をほのめかす相談が10件、その他が223件である。内容に応じて、緊急性が高い場合はすぐに担当に連絡が入る仕組みになっている。速やかな対応が大事であるため、高校関連であれば、高校教育課に連絡が届くなど、各課が連携して、取組を進めている。

亀岡義尚委員

これまでに大きな事件に発展したことはあるか。

義務教育課長

速やかに対応することで、大きな事件に発展することはなかった。情報が入ってきたらすぐに対応することが大事なので、引き続きそのような対応を続けていく。

亀岡義尚委員

説明資料51ページ、1被災児童生徒等就学支援事業について、30市町村を対象とあるが、東日本大震災による経済的理由が主だと思うが、具体的にはどのような者を対象に補助しているのか。

義務教育課長

東日本大震災により、親が職を失った者や転居を余儀なくされた者、親の仕事が変わった者等が対象としてあげられる。震災から12年が経過しているため補助対象者は減少傾向にある。

亀岡義尚委員

市町村へ補助金を交付とあるが、認定は誰が行っているのか。

義務教育課長

国の制度であり、市町村が判断して国に申請している。

亀岡義尚委員

2,277名は、各市町村へ申請するとの理解でよいか。

義務教育課長

その通りである。各市町村に申請し、市町村が補助対象かを判断した上で国に申請する。

亀岡義尚委員

30市町村はどの地域が多いのか。双葉郡8町村を中心として、県北などを含めた地域か。

義務教育課長

市では福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市となっている。町では、桑折町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町となっており、村では大玉村、西郷村、飯舘村である。

亀岡義尚委員

一人当たりどの程度の補助を受けられるか。

義務教育課長

市町村の基準によって申請するため、具体的な金額について答えることはできない。

長尾トモ子委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

ほかになければ質問を終了する。

ここで、執行部交代のため、暫時休憩とする。

(午前 11時10分 休憩)

(午前 11時15分 再開)

長尾トモ子委員長

再開する。

それでは、引き続き、付議事件1「県民の健康について」に係る各調査事項に関する「これまでの実績を踏まえた令和5年度の主な取組」について執行部の説明を求め、「総括審議」を行う。直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

(別紙「各部局長説明要旨」により説明)

長尾トモ子委員長

以上で、説明が終わったので、質問に入る。

なお、質問については、本日説明のあった事項及び第7回委員会説明資料に記載のある事項の範囲内で願う。

質問はあるか。

宮本しづえ委員

保健福祉部長説明要旨について、新型コロナウイルス感染症が5月8日から季節性のインフルエンザと同等の扱いに変わるとあったが、第7回委員会で配付された説明資料には様々な新型コロナウイルス感染症関連の事業があった。これらの事業について5月8日以降も残る事業、廃止となる事業を、今後どのように整理するのか。

地域医療課長

国の大きな方向性が示されたところであり、予算事項については今すぐ改めるものはない。病床確保等について、国は知事会からの要望を踏まえ、5月8日以降も移行の段階的な期間とするので、県もそれに準じて継続していく。宿泊療養等については、隔離の措置が見直されると聞いている。保健所が行う行政検査については引き続き対象になるが、一般医療機関の診療として受けてもらう検査は、保険診療の対象となった上で自己負担が生じる。また、電話相談事業については、陽性者の登録やコールセンター等に取り組んでいるが、5月8日以降は登録行為は終わるが、相談事業や受診相談事業などは国も継続して取り組むので、県も引き続き対応していく。5月8日以降も、医療提供体制等の支援は継続する必要があるため国の方針を見極めながら、対応していく。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症か否かの判断は検査によるしかないため、検査体制

の維持は対策の出発点であり、検査をしっかり受けてもらえる体制を確保していくことが重要だと考える。新型コロナウイルス感染症の外来受診時は、インフルエンザと同様に検査を行うと費用がかかると説明があったが、検査のみでどの程度かかるか。

地域医療課長

5月7日までは初診料等も含めて約2,600円の負担である。5月8日からは約4,000円の負担となり、インフルエンザと同様の自己負担の水準となる。

宮本しづえ委員

検査のみの自己負担額はどの程度か。

地域医療課長

検査単体の費用は把握していない。

宮本しづえ委員

発熱等の症状が出ても外来受診を控えることが起きると心配している。インフルエンザと同じ扱いになることで、外出の自主規制や濃厚接触者の行動制限が緩和され、感染拡大につながると懸念している。発熱等の症状が出た際には、外来受診し検査を行うことが、感染の抑制や高齢者の死亡の減少につながり、命を守ることに繋がると考える。検査体制をしっかり確保することが必要だと考えるが、どうか。

医療調整担当課長

重症化する高齢者等を守るため外来受診体制は重要だと考えている。医療機関等の支援を継続しながら、5月8日以降もウイルス自体が変わるものではないため、お互いに思いやりを持ちながら対応してもらおうよう周知していく。また、発熱等の症状がある人は外出を控えてもらおうよう、呼びかけている。これからは、国の動向に準じて取組を進めていく。

宮本しづえ委員

国の動向に合わせてという話だが、新型コロナウイルス感染症は感染力の点からもインフルエンザと違うことを前提とした対応が必要である。5月8日以降も新型コロナウイルス感染症が弱毒化するわけではないため、十分な対策がなければさらなる感染爆発が起きることは必至だと思う。昨日からマスク着用は自由と

なったが、周りに感染させたくないという思いや感染への不安から、マスクを着用して気をつけているのが現実である。公的な検査体制の整備を求める。

佐藤郁雄副委員長

入院調整について、国は行政から各病院間に切り替えていくと報告があったが、県はどのような方針で進めていくのか。

医療調整担当課長

入院調整は発生届や、医療機関の連絡を基に保健所が入院先を調整してきた。また、広域に搬送する場合は県本部で広域調整してきた。診療していない医師が保健所や県本部で、その者の適切な入院先を調整することには課題もある中で実施してきた。ほかの疾患であれば、病院や診療所で診断した医師が適切な入院先を調整しているのが現実であるため、新型コロナウイルス感染症についても、同様の調整が望ましいと考えている。しかし、5月8日から一度に切り替えることはできないので、可能な範囲で各医療機関と調整しながら、そのサポートとして、当面は保健所や県本部で連携していく。

佐藤郁雄副委員長

行政から病院に対してサポートがあれば入院調整もスムーズにいくと思う。そのような取組を求める。

真山祐一委員

説明資料の29ページ、(9)12誘導心電図伝送システムの導入促進事業について、実績は6病院に交付決定済だが、当初予算段階では30件を想定と記載してある。交付決定に至らなかった理由を聞く。

地域医療課長

福島市内の6医療機関の協力をもらいながら、既に本格的な運用に入っている。福島市は、全ての救急車に対応してもらえる状況になっている。新しい地域への拡大に関しては、利活用できる医療機関の協力体制と消防側がその機器を整備できるかが重要である。現在、調整中であるが福島市の運用実績を踏まえ、県北でも12誘導心電図伝送システムの検討を具体的に進めている地域もあるので、そのような地域や病院や消防への働きかけを行い、他地域への拡大について、取組を進めていく。

真山祐一委員

心筋梗塞等の緊急を要する病気へ対応する重要な仕組みであり、これから成果が期待できると思うので、他地域への普及に力を入れてほしいと思う。

三瓶正栄委員

健康長寿県として、食、運動、社会参加を3本の柱で取り組んできたが、いまだ県民の健康指標は改善されない状況にある。長野県を調査した際に県歌を流しながら子供から高齢者まで健康体操をしていた。100年の歴史ある県歌に郷土愛を感じながら、健康維持や健康寿命を延伸する目的で実施していて感心した。本県でもそのような取組はあるか。

また、県内の老人クラブ数について聞く。

健康づくり推進課長

令和5年度の新規事業としてメタボ対策の事業がある。県の健康指標においてメタボリックシンドロームの指標は全国ワースト4位であり、この状況が長く続いている。改善目標を明確にした上で、どのように成果を出していくかを総合的に多方面からアプローチしていく事業である。1つ目は、適正体重を知る視点からふくしま健民アプリを使い、楽しく取り組めるキャンペーンを行っていく。2つ目は食環境の視点からスーパーなどと連携し、減塩惣菜を販売する。今後はカロリーにも注目した取組を進めていく。3つ目は、健康経営の視点から企業の従業員に対して行う健康経営の取組をモデル事業として支援していく。4つ目は、健康課題の視点から地域における健康課題をFDBによる分析結果を基に、市町村と保健福祉事務所、健康増進センター等が地域における健康課題を検討していく取組がある。

老人クラブについては令和4年4月1日時点で1,451となっている。

三瓶正栄委員

老人クラブに対して、これまでどのように支援してきたのか、今後どのように支援していくのか。

健康づくり推進課長

老人クラブの助成については、説明資料21ページ、1単位老人クラブ助成費、2市町村老人クラブ連合会活動促進費の事業があり、国、県、市町村がそれぞれ

間接補助を行う取組である。コロナ禍で老人クラブの活動が難しいとの声や、老人クラブ内での高齢化により役員の引き受け手がいない等、運営が難しいとの話も多く聞いている。老人クラブや市町村の声もしっかりと聞きながら、老人クラブへの支援に取り組んでいく。

三瓶正栄委員

平均寿命ではなく健康寿命が大事と考えている。しっかり市町村と連携しながら、取り組んでほしい。

保健福祉部長説明要旨で手話通訳員に関する説明があった。現在、手話通訳者はどのくらいいるのか。

障がい福祉課長

令和4年3月31日時点で手話通訳者の登録者が108名、手話通訳奉仕員が69名となっている。

三瓶正栄委員

聴覚障害者等が高齢者施設や介護老人保健施設に入居する際に、手話通訳者は各施設に配置されるのか。

高齢福祉課長

利用者は各施設との契約に基づき入所している。施設には手話通訳者の配置義務はないが、利用者の要介護度や生活上の能力に応じて、対応可能な施設と契約し入所されていると認識している。

三瓶正栄委員

障がいの有無に関わらず、自助、公助、共助、差別のない社会を実現するのが大切だと思う。

宮本しづえ委員

介護施設で、新型コロナウイルス感染症に感染した際に、施設内に留め置く方針があったが5月8日以降はどうなるのか。

医療調整担当課長

高齢者施設で陽性となった者を留め置くことを原則としていたのではなく、それぞれの状態で入院治療が必要か否かを判断していた。現在も新型コロナウイルス感染症陽性と判断されても、入院治療が必要でない者は、高齢者施設でそのまま療養してもらっているが、5月8日以降も同様に進めていく。

高齢福祉課長

入院すると、看護は十分してもらえらるが、介護に手が回らない場合が多く、日常生活能力が低下するとの話も聞いている。そういった現状も踏まえ、介護施設職員に苦勞をかけるが、入所者の状況に応じた適切な医療、介護が提供されるよう入院調整がされていると考える。なお、介護施設に負担をかけた分は、かかり増し費用等で補助金を交付している。

宮本しづえ委員

介護施設で、感染者が療養する場合はかかり増し経費が補助されるが、5月8日以降も同じ水準でかかり増し経費は各施設に補助されるとの理解でよいか。

高齢福祉課長

補助金等の細部はこれから調整するが、先日示された政府の方針の中で重症化リスクの高い高齢者施設への支援についてはこれまで通りとの記載があった。

宮本しづえ委員

介護施設内の感染で亡くなった事例が、12月の本会議の際に7件と聞いていたが、現在は71件であり10倍であった。入院調整が適切に行われたのか、この数値を見て疑問を持った。入院調整の判断に問題はなかったのか。

高齢福祉課長

介護施設職員からは、入所者の要介護度は高いため、新型コロナウイルス感染症の拡大に関わらず、亡くなる方は日常的にいると聞いている。入院調整が適切に行われたか否かは、介護担当として言及しかねるところであるが、家族が施設内での看取りを希望する場合などは、病院等に入院しないケースはあったと思われる。

長尾トモ子委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

ほかになければ、質問は終了する。

ここで、執行部は退席を願う。

(執行部退席)

長尾トモ子委員長

次に、委員間協議に入る。

これまでの委員会において審議された付議事件1「県民の健康について」及び2「こどもの未来について」各委員から意見を伺う。

また、本日の意見及びこれまでの意見を理事会において集約・整理しながら、次回委員会において審議する「調査報告書（案）」に反映させたいと考えている。それでは、意見のある方は、発言を願う。

宮本しづえ委員

こどもの未来と人口減少対策を考えていく上で最も重要なことは経済的負担の軽減であり、県が行った調査でも明らかであった。子育て支援については国も様々に議論しており、令和5年1月以降に子供を出産した世帯に対して子供一人当たり10万円給付する制度や令和5年4月から出産育児一時金を50万円に引き上げるなどの話が出ている。しかし、教育に関わる負担軽減は国でも議論していない。教育分野は子供が社会に出るまで経済的な負担があるため、経済的な支援に継続して取り組むことが重要である。給食費の無償化や、高校、大学の授業料、入学金の無償についても何度も述べてきた。

県内の子育て支援については各市町村で相当のばらつきがある。出産祝い金では、一人当たり最大50万円給付する市町村もある。こども未来局からもらった資料を基に分析すると小さな市町村ほど力を入れて取り組んでいる傾向があることも分かった。

健康づくりについて、高齢者が元気に暮らしていく上で認知症の予防は重要な要素であるため、社会参加を様々に支援する施策をさらに積極的に推進するべきだと思う。

老人性難聴に対する補聴器の補助事業が全国に広がりを見せている。県は聴覚障がいのある障害者手帳を保持している者に限り支援している現状であるため、高齢者福祉の視点で補聴器の補助も考える必要があると思う。

新型コロナウイルス感染症対策について、5月8日から公的な支援が大きく縮小される可能性、懸念が深まっているが、県民の命と健康を守る上で大きな害になると考えている。新型コロナウイルス感染症対策に自治体が取り組めるように、

国の支援を引き続き求め、国がどこまで実施するかに関わらず、しっかりした公的な支援体制を構築してほしい。

渡邊哲也委員

全国に誇れる健康長寿県づくりについて、食、運動、社会参加でもコロナ禍で実施できなかった事業がある。即効性のある減塩環境づくり推進事業やたばこの健康影響対策事業は、県民生活に浸透しているとは言えない。健康指標の結果が必ず問われるので、県民に浸透しやすく、実効性、即効性のある健康長寿県づくりに向けた県の取組を進めてほしい。

佐々木彰委員

こどもの未来づくりについて、県全体で産婦人科医が少ないと思う。そのような中で子育て世代包括支援センターの役割は非常に大きいと思う。全市町村に設置した事例も全国ではあるので、取組を進めてほしい。しっかりとしたサポートがあれば、子供を生む人も増えていくと思う。子供を生み育てやすい環境の充実を図ってほしい。

先崎温容委員

こども未来局には子育ても含めた様々な情報を常に司令塔として集約する機能を持ってほしい。市町村との連携を図る意味で、例えば土木部の空き家バンク事業などの他部局で実施している事業を含めて、子育て世代が必要とする様々な分野に関わる情報を集約し、その情報を発信する機能を強化してほしい。

具体的には危機管理防災アプリやふくしま健民アプリのようにアプリを活用した情報発信が身近で手軽だと考えている。例えば、市役所に出生届を提出した際に子育て支援家庭アプリのような県独自のアプリに登録され、ライフステージに応じた様々な子育て支援の情報が提供されるアプリの検討など、県の事業が県民一人一人に伝わる仕組みを検討してほしい。

亀岡義尚委員

高齢化の進行による介護人材の不足は、会津地域を中心に深刻な課題となっている。説明資料44ページ、7会津地方介護人材確保対策事業について、5名の枠に対して助成の実績は2名である状況からも、それだけ大変だと分かる。県内で就労する介護人材の確保に向けた施策をさらに推進してほしい。

県民参加による健康づくりの推進について、高齢者における就業者の増加等も

考慮して、新たな切り口でのより効果的な事業展開を図ってほしい。

真山祐一委員

子育て支援に関して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築するのが政府の方針で、経済的な負担軽減と伴走型支援の両輪で実施することが重要だと思う。経済的負担軽減と伴走型支援を含めた視点をしっかり盛り込みつつ、ライフステージに応じた子育て支援の充実を図ってほしい。

教育については、子供の学力向上を図ることはもちろん、誰一人取り残さない教育の在り方、特にいじめや不登校、困窮世帯、ヤングケアラーなど様々な議論があったが、困難を抱える子供たちが孤立しない、孤立させない、誰一人取り残さない多様な学びの場の保障とそれを支える体制を構築して、さらに充実させてほしい。

長尾トモ子委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

ほかになければ協議を終了する。

次に、次回委員会の開催について諮る。

次回委員会は、調査計画に基づき、会期外の6月に「調査報告書(案)審議」を行うこととする。

については、会期外の6月14日の水曜日、午後1時より、次回委員会を開催したいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、調査報告書の案文については、理事会において調整したいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、そのように進める。

次に、継続調査について諮る。

本委員会の調査は、今後とも相当の期間を要するので、会議規則第75条の規定に基づき、継続調査申出書を提出したいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、この場合、委員長の間接報告を求められるが、その案文については、正副委員長に一任願いたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長尾トモ子委員長

異議ないと認め、そのように取り運ぶ。

以上で、本日の県民健康・こどもの未来特別委員会を閉会する。

(午後 0時 2分 閉会)